

第1回土地家屋調査士民間紛争解決手続代理権認定  
考査記述式問題の出題意図及び配点

第1問（計40点）

第1問は、受験者に簡単な事例を与えて具体的事案における法的問題点の理解を問うとともに、民間紛争解決手続代理業務において最低限必要とされる法的素養ないし法的問題点に対する理解の程度をはかることを出題の意図としている。

小問1（5点）

本問は、本件紛争において係争の対象となっている法的権利関係にかかる設問であり、本件が訴訟提起される場合の訴訟物の理解を問う設問である。

小問2（5点）

本問は、本件における権利関係を前提として、紛争解決のためにどのような申立内容が必要となるのか、その申立の趣旨を問う設問である。

小問3（15点）

本問は、Aの主張の立証手段、並びにAの主張する所有権の存在を推認させる間接事実及び間接証拠を列挙させることにより、具体的な事案の理解の程度及び代理人として処理能力を問うことを目的とした設問である。

小問4（15点）

本問は、取得時効制度に対する理解、および取得時効の民法上の要件についての基本的理解を問う設問である。

第2問（20点）

第2問は、平成17年4月13日改正にかかる土地家屋調査士法第22条の2(業務を行ない得ない事件)の理解を問う設問である。特に、同条第2項において、第1号および第2号は第3号とは異なり依頼者の同意があっても許されないとされていることとの関連において、同条2項第1号における「賛助」の意義、ないし同項第2号における「信頼関係」の意義についての理解の程度をはかることを出題意図としている。